

## MEMORANDUM

To: 日本ローン債権市場協会

From: 森・濱田松本法律事務所  
弁護士 佐藤正謙、同 青山大樹、同 酒井真、同 渡辺浩平  
税理士 丸山木綿子

Date: 2023年1月11日

Re: シンジケートローン実務におけるフィーの支払とインボイス制度に関する検討

---

ご照会のあった掲題の件について、当職らの検討結果を、以下のとおりご報告申し上げます。

### 1. シンジケートローン実務におけるフィーの支払とインボイス制度の関係

#### (1) シンジケートローン実務

従来から、シンジケートローン実務において、以下のような取引が行われることがある。

##### ① アレンジメントフィー関係

シンジケートローンの組成は、通常、借入人がアレンジャーに対しアレンジメント業務（参加金融機関の招聘その他のシンジケートローン組成業務）を委託することにより行われる<sup>1</sup>。

アレンジャーは、単数である場合もあるが、複数である場合もある。アレンジャーが複数である場合、アレンジメント業務に係る委託関係（一種の準委任契約関係）は、借入人と各アレンジャーとの間に成立し、アレンジメント業務の対価であるアレンジメントフィーに係る支払請求権は、各アレンジャーが借入人に対して取得することとなる。

---

<sup>1</sup> シンジケートローンにおけるアレンジャーの役割等に関する一般論については、青山大樹編著・佐藤正謙ら監修『詳解 シンジケートローンの法務』（きんざい）46頁以下参照。

ところで、アレンジャーが複数である場合、アレンジャーの中の一者が借入人とアレンジャー陣との間の連絡窓口を務める等、中心的・主導的役割を担うことが多い。かかるアレンジャーはリード・アレンジャー等と呼称され、その他のアレンジャー（コ・アレンジャー等と呼称される。）と区別される。

そして、アレンジャー（複数）が借入人に対してアレンジメントフィーの支払を求める局面においても、リード・アレンジャーがコ・アレンジャーの支払請求分を含めて全アレンジャー分のアレンジメントフィーについてまとめて請求書を発行してその全額の支払を受けることがある。この場合、リード・アレンジャーは、受領した金額のうちから、各コ・アレンジャーが支払請求権を有する金額分を当該コ・アレンジャーに分配することとなる。

## ② パーティシペーションフィー関係

シンジケートローンの組成に際して、アレンジャーは、（下記のとおり、場合によっては借入人の了解も得た上で）シンジケートローン組成の成功の確度を高めるため、参加金融機関候補者に対し、参加を条件として参加金融機関に一定の手数料（パーティシペーションフィー）を支払う旨の提案を行うことがある。

パーティシペーションフィーに係る法律関係には、主に次の二種が存する。第一は、借入人が参加金融機関に対して（参加を条件に）パーティシペーションフィーの支払を（アレンジャーを介して）約する（参加金融機関は借入人に対し支払請求権を取得する）ものである。この場合、実際の支払は、支払事務の簡便化のため、アレンジャーが借入人に対しパーティシペーションフィー合計額の請求書を発行してその全額の支払を受け、当該金額のうちから、各参加金融機関が支払請求権を有する金額分を当該参加金融機関に分配することもある（以下「パーティシペーションフィー（借入人支払型）」という。）。

第二は、アレンジャーがその裁量により参加金融機関に対して（参加を条件に）パーティシペーションフィーの支払を約する（参加金融機関はアレンジャーに対し支払請求権を取得する）ものである。パーティシペーションフィーの支払・受領は、専らアレンジャーと参加金融機関の間で処理され、借入人は、パーティシペーションフィー支払の有無・金額等を知らないこともある（以下「パーティシペーションフィー（アレンジャー支払型）」という。）。

## (2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

2023年10月1日から、消費税の仕入税額控除制度において、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）（新消費税法第30条）が開始される。

インボイス制度下においては、適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されている（新消費税法第57条の4第1項）。

そして、次の①及び②の要件を満たすことにより、媒介又は取次を行う者（受託者）が、請求者本人（委託者）による課税資産の譲渡等について、自己（受託者）の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を、委託者に代わって、請求先に交付し、又は提供することができるとされている（以下「媒介者交付特例」という。）（新消費税法施行令第70条の12第1項）。

- ① 委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること。
- ② 委託者が受託者に、自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること。

また、インボイス制度の下においても、請求者が請求先に対して適格請求書を発行することに代えて、請求先が請求者に対し一定の要件を充たした仕入明細書を発行し、請求者がそれを保管することによって、仕入税額控除の適用を受けることができる（新消費税法第30条第9項第3号）。

## (3) シンジケートローン実務とインボイス制度の関係

従来のシンジケートローン実務の観点からは、アレンジメントフィー及びパーティシペーションフィー（借入人支払型）の支払に関して、媒介者交付特例を利用することにより、受託者（アレンジメントフィーについてはリード・アレンジャー、パーティシペーションフィーについてはアレンジャーをいう。以下同様。）が、委託者である請求者本人（アレンジメントフィーについてはコ・アレンジャー、パーティシペーションフィーについては参加金融機関をいう。以下同様。）に代わって、請求先（借入人）に対し、適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を交付することが認められれば便宜である。

そして、今般、貴協会から当職らに対し、媒介者交付特例を利用することを前提とした場合に問題となる各論的な検討事項として、下記2記載の各事項についてご照会があった。そこで、本メモでは、アレンジメントフィー及びパーティシペーションフィー（借入人支払型）の支払に関して媒介者交付特例を利用することができることは前提とした上で、かかる利用に当たっての各論的検討事項について、下記2「媒介者交付特例関係」のとおり検討した。

また、パーティシペーションフィー（アレンジャー支払型）について、請求先（アレンジャー）が請求者（参加金融機関）に対し一定の要件を充たした仕入明細書を交付することで、請求者（参加金融機関）が各自適格請求書をアレンジャーに交付する事務を省くことが便宜であることから、かかる仕入明細書の利用に関しても各論的検討事項についてご照会があり、下記2「仕入明細書関係」のとおり検討した。

最後に、これらの制度を利用する上で作成する書類の記載要領に関するご照会事項について、下記2「精算書・仕入明細書の記載要領関係」のとおり検討した。

## 2. ご照会事項と検討

### (媒介者交付特例関係)

#### 問1

媒介者交付特例に関し、受託者が借入人に対して交付する請求書上、委託者への支払内訳等の詳細を任意で記載して示す場合においては、委託者の登録番号を記載する必要はないと考えてよいか。

(回答)

委託者である参加金融機関の登録番号を記載する必要はない。

#### 問2

媒介者交付特例に関し、受託者が借入人宛に交付する適格請求書上、受託者自身の借入人に対する課税売上（アレンジメントフィー等）と、受託者として委託者に代わって請求する課税売上（コ・アレンジャーのアレンジメントフィーや参加金融機関のパーティシペーションフィー）を合算して請求することは可能か。

(回答)

以下に挙げる根拠より、可能であると考えられる。

- (i) 国税庁による消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A (令和 4 年 11 月改訂版) (以下「国税庁 Q&A」という。) 問 41 の以下の記載 (下線部は当職らによる) のとおり、媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものを一の適格請求書に記載しても差し支えないとされており、合算して記載することも許容されると解し得ること。

**問41 39頁 (注)** 媒介者交付特例により適格請求書の交付を行う受託者が、自らの課税資産の譲渡等に係る適格請求書の交付も併せて行う場合、自らの課税資産の譲渡等と委託を受けたものを一の適格請求書に記載しても差し支えありません。

- (ii) 実質的に考えても、媒介者交付特例においては、元々、委託者に関する情報 (登録番号等) の記載は求められておらず、受託者の情報のみの提供で足りるとされており (代理交付の場合とは異なる。)、その趣旨は売上に係る情報との関係でも同様であると解されること。

### 問 3

媒介者交付特例の利用にあたって、受託者は、請求先に交付した適格請求書の写しを委託者に対して交付する必要があるところ (新消費税法施行令第 70 条の 12 第 1 項及び第 3 項)、適格請求書の写しそのものの交付が困難な場合には、適格請求書の写しとの相互の関連が明確な精算書等の交付を行うことによって、これに代えることができる<sup>2</sup>。

国税庁 Q&A 問 41 では精算書の例として「請求書 No.」により適格請求書との関連性を明確にしたものが挙げられているが、「適格請求書の写しと相互の関連が明確な」の要件を充足するための記載として、借入人宛の適格請求書と受託者が委託者に交付す

<sup>2</sup> 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱い通達 (平成 30 年 6 月 6 日付課税 2-8 ほか 5 課共同「消費税の仕入れ税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する取扱い通達の制定について」通達の別冊。) (以下「インボイス通達」という。) 3-8 参照。

る精算書に、それぞれ原契約の締結日・借入人名・契約名を記載することで相互関係を明確にできると考えて問題ないか。

(回答)

「原契約の締結日・借入人名・契約名」が共通する複数の契約は存在せず、かつ、当該契約に関する請求書が複数存在しないという前提であれば、この記載により精算書に紐づく適格請求書が一つに特定可能であり、問題ないものと思料される。

#### 問4

国税庁 Q&A 問 41 に記載の「委託者が受託者に自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること」の「取引」とは、どの時点を指すか。商品売買の場合には売買日であり、シンジケートローンの場合には調印日等アレンジ業務の役務提供完了日と考えられるアレンジメントフィー受入日を意味するのか。

(回答)

当該通知については課税資産の譲渡等の時までに受けていることが要件とされており（新消費税法施行令 70 条の 12①）、この場合の「課税資産の譲渡等」（消費税法第 2 条第 1 項第 9 号）とは、原則として、棚卸資産の売買の場合は引渡し日（消費税法基本通達 9-1-1）、請負の場合は、物の引渡しを要する請負契約にあつては目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあつてはその約した役務の全部の提供を完了した日（同通達 9-1-5）になると考えられる。

シンジケートローンにおけるアレンジメント業務に関して言えば、「取引」とは「アレンジメント業務の提供」を意味するため、「取引前」とは「アレンジメント業務の完了前」を指すと考えられるが、「取引」の時点に関しては、インボイス制度の導入に伴い変更があるものではなく、従前の各当事者の消費税の計算上、課税資産の譲渡等を行った日の取扱いに準じて判断する必要がある。

#### 問5

媒介者交付特例の利用に際し、委託者から委託者自身が適格請求書発行事業者である旨の通知を取引の都度受けるのではなく、基本契約書等に記載する場合(国税庁 Q&A

問 41)、基本契約書の記載は「貴行（受託者）がアレンジする一切のシンジケートローン契約について当行（委託者）が参加しフィー分配がある場合全般に関し、当行は適格請求書発行事業者である」等、包括的な通知によることに問題はあるか。

(回答)

上記のような包括的な通知によることに問題はないと考えられるが、委託者の登録番号の通知を受ける必要があるため、上記の記載とあわせて委託者の登録番号を記載する必要がある点には留意を要する。

### (仕入明細書関係)

#### 問 6

パーティシペーションフィー（アレンジャー支払型）について、参加金融機関からアレンジャーに対する適格請求書の発行に代えて、アレンジャーから参加金融機関に対する仕入明細書の交付による対応を行う場合、国税庁 Q&A 問 76 記載の「送付後一定期間内に誤りのある旨の連絡がない場合には記載内容の通り確認があったものとする」の「一定期間」とは、一般的にどの程度の期間と考えればよいか。

(回答)

取引類型・当事者属性等を踏まえ、当該取引において慣行上一般に、「誤りがあれば遅くともこの期間内には連絡があることが通常であると合理的に期待することができる」といえる期間がどの程度であるかに照らして決定される、と解して差し支えないものと思料される。「誤りがあれば当日か遅くとも翌営業日には連絡があることが当然である」という慣習が一般的な取引慣行として確立しており、シンジケートローンに参加する当事者であれば、当然そのような時間軸に沿って行動するよう期待することが合理的であると言えるようであれば、当該取引慣行に照らして判断されることとなる。

### (精算書・仕入明細書の記載要領関係)

#### 問 7

問 3 記載のとおり、媒介者交付特例を利用する際には、受託者から委託者に対して、

適格請求書の写しに代えて精算書等を交付することも想定される。

また、問 6 記載のとおり、アレンジャーから参加金融機関に対するパーティシペーションフィー（アレンジャー支払型）の分配に際して、アレンジャーから参加金融機関に対して仕入明細書が交付されることも考えられる。

問 7-1 から 7-3 は、これらの書類に関するものである。

#### 問 7-1

「精算書」の記載要件は何か。

(回答)

精算書等の記載事項について個別に定められてはいないものの、インボイス通達 3-8 及び国税庁 Q&A 問 41【受託者の対応（新消令 70 の 12①③）】②（注）の下記の記載（下線は当職らによる。）から、「適格請求書との関連性を明確にする事項」及び「委託者の売上税額の計算に必要な一定事項」（適格請求書に記載すべき事項のうち下記（イ）～（オ）の事項）の記載が必要と考えられる。

#### **インボイス通達 3-8（媒介者等が交付する適格請求書等の写しの内容）**

媒介者等が令第 70 条の 12 第 1 項《媒介者等による適格請求書等の交付の特例》の規定により事業者にとって適格請求書等（同項に規定する「適格請求書等」をいう。以下同じ。）を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、当該適格請求書等の写し又は当該電磁的記録を当該事業者に対して交付し、又は提供しなければならないが、例えば、当該適格請求書等に複数の事業者に係る記載があるなどにより当該適格請求書等の写しをそのまま交付することが困難な場合には、当該適格請求書等に記載された事項のうち当該事業者に係る事項を記載した精算書等を交付することで差し支えないものとする。

なお、この場合には、当該媒介者等においても交付した当該精算書等の写しを保存するものとする。

#### **問 41【受託者の対応（新消令 70 の 12①③）】②（注）抜粋**

（注）委託者に交付する適格請求書の写しについては、例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、

コピーが大量になるなど、適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えありませんが、この場合には、交付した当該精算書等の写しを保存する必要があります（インボイス通達3-8）。

なお、精算書等の書類等には、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など、委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります。

#### **適格請求書に記載すべき事項（問25ほか参照）**

- (ア) 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- (イ) 課税資産の譲渡等を行った年月日
- (ウ) 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- (エ) 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
- (オ) 税率ごとに区分した消費税額等
- (カ) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

#### 問7-2

実務上、精算書と仕入明細書について、統一書式（国税庁Q&A問41及び問76に定められた説明と全要件を満たす書式）を作成し、精算書又は仕入明細書のいずれかとして利用することはできるか。

(回答)

可能と考えられる。ただし、次の問7-3の点について留意を要する。

#### 問7-3

精算書及び仕入明細書の内容を統一書式とする場合、精算書として発行する場合には制度上不要とも思われる情報（例：課税仕入れの相手方の登録番号や相手方の確認に係る記載）が含まれ、仕入明細書として発行する場合にも同様の情報（例：請求書

No) が含まれる。これら不要と思われる情報が書面上あっても問題がないか。問題ない場合においては、統一書式の利用は可能と思えるが、精算書と仕入明細書のいずれに該当するかを書面上明示する必要があるか。

(回答)

精算書か仕入明細書かを明示する義務や、不要な事項の記載の禁止については、特に規定はなく、統一書式を用いること自体に一義的に問題はないと考えられる。

但し、免税事業者は適格請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類を交付してはならないという規定（消費税法第 57 条の 5 第 1 号）の他、適格請求書発行事業者も偽りの記載をした適格請求書を発行してはならないという規定（同条第 2 号）があり、(シンジケートローン実務上直接問題になるケースは想定しづらいものの) 留意が必要と考えられる。

また、これらの規定を離れても一般論として紛らわしい文書を提供すべきではなく、統一書式として利用できるよう記載項目は網羅しつつ、不要な箇所は取り消し線を引く等、誤解を生じさせることのないように配慮することが望ましいと考えられる。

(注)

- ・ 本メモランダムは、貴協会の要請に基づき、貴協会及び市場関係者のご検討の参考に供することのみを目的として作成されたものであって、本メモランダムは、上記以外の如何なる目的にも用いられてはならないものとします。市場関係者は、個別の事案等について、必要に応じ自ら弁護士等に相談の上、独自の検討に基づき判断を行うものとし、当職らは、本メモランダムに関して貴協会以外のいかなる者に対しても何らの責任を負うものではありません。
- ・ 本メモランダムは、作成日時点における我が国の法令及び判例等に基づいており、これらの法令等は将来変更される可能性があります。仮にこれらの法令及び判例等が変更された場合には、当職らの見解が変更される可能性があります。
- ・ 税務当局、国税不服審判所又は裁判所が本メモランダムと異なる見解・解釈を採ることがあり得る点にご留意ください。

以 上